

定期監査結果の概要（１０月から１１月まで実施）

1 監査対象部局

文化スポーツ部

2 監査実施期間

令和６年１０月１１日（金）から同年１１月２６日（火）まで

3 監査の場所

監査事務局及び監査対象課等

4 監査対象事務

次に掲げる事務のうち、令和６年１月１日から同年６月３０日までに執行されたものを対象とした。

(1) 収入事務

(2) 支出事務

(3) 契約事務

(4) 財産管理事務

5 監査の着眼点

主な着眼点を次のとおり定め、調査を実施した。

(1) 収入事務

ア 徴収事務

(ア) 納入の通知は、適正に行われているか。

(イ) 納期限の設定は適切か。

(ウ) 納入通知書の発行が遅延しているものはないか。

(エ) 延納、分納及び徴収停止の措置は適正か。

(オ) 過誤納金の還付手続は適正に行われているか。

(2) 支出事務

ア 支出一般

(ア) 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。

(イ) 支出負担行為は、法令等に違反していないか。

(ウ) 支出決定は、正当な権限者により行われているか。

(エ) 支払は正当な債権者のためのものであるか。また、支払期限は守られているか。

(オ) 支出の特例による支払方法（資金前渡、概算払、前金払、繰替払

等)及び精算等の手続は、法令等に定めるところにより適時、適正に行われているか。

イ 旅費の支出

- (ア) 旅費計算は、最も経済的な通常の経路により行われているか。
- (イ) 目的、期間、時期、人員等、必要性が明確でない、又は乏しい旅費の支出はないか。

ウ 補助金等の支出

- (ア) 公益性のない事業又は団体に補助金の交付がなされていないか。
- (イ) 補助金等の算出は、合理的な基準により行われているか。
- (ウ) 補助の効果は確認されているか。また、補助効果の点から整理すべきものはないか。
- (エ) 補助金等の交付時期は妥当であるか。
- (オ) 補助金等の交付条件は適切に付され、条件どおり履行されているか。
- (カ) 実績報告に基づく補助金等の支出については、その成果の確認が行われているか。
- (キ) 事業計画書どおりの精算が行われているか。

(3) 契約事務

ア 契約の方法及び手続

- (ア) 入札による場合、その方法及び手続は適正か。
- (イ) 随意契約による場合、その理由は適正か。
- (ウ) 随意契約による場合、原則として2名以上の者から見積書を徴しているか。また、例外的に1名の者から見積書を徴するときは、その理由は適正か。

イ 契約の締結

- (ア) 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。
- (イ) 収入印紙は、契約金額に応じて貼付され、かつ、消印されているか。
- (ウ) 契約金額、契約目的、履行の期限及び場所、契約保証、危険負担、延滞違約金、前払金、概算払等の特約その他契約の内容は適切か。

(4) 財産管理事務

ア 物品

- (ア) 物品の購入は、計画的かつ効率的に行われているか。
- (イ) 物品の購入手続は適法か。また、物品の価格、規格は適切か。
- (ウ) 物品は、正しく分類整理されているか。また、備品管理シールなどは、正確に貼付されているか。

6 監査の実施内容

上記のとおり着眼点を定め、各事務の主管課等から提出された監査資料、関係諸帳簿、伝票及びその他の記録に基づき関係職員の説明を求めて、次のとおり調査を実施した。

(1) 事前調査

監査担当者により、概ね監査実施日の30日前に監査対象課から提出された監査資料等を基に、監査担当者により事前調査を実施し、その結果を監査委員に復命した。

(2) 事情聴取

監査委員により、財務事務監査のほか、経営に係る事業管理、一般行政事務における監査の視点からの抽出により、監査対象課から資料提供を受け、事情聴取を実施した。

7 監査の結果

監査の結果は、以下に掲げるとおりであった。なお、事務処理上注意すべき事項のうち、軽易なものについては、監査実施の際に、関係職員に対して口頭で改善の指示を行うとともに、監査終了後に、予算主任に対してその内容を通知した。

(1) 収入事務

適正に行われていた。

(2) 支出事務

監査委員の指摘事項とする(5)を除き、適正に行われていた。

(3) 契約事務

監査事務局長の指摘事項とする(6)及び監査事務局長の注意事項とする(7)に掲げる行為を除き、適正に行われていた。

(4) 財産管理事務

適正に行われていた。

(5) 委員指摘

生涯学習課をはじめとして、文化スポーツ部では、様々な知識や技能な

どを持つ市民等の協力を得て、市民の知識や教養、体力の向上を図っているが、その際、協力者に対する謝礼として商品券を渡している場合がある。

しかし、今回の定期監査における事情聴取では、その商品券を渡す際、所得税の源泉徴収は行っていないとの説明を受けた。

所得税法（昭和40年法律第33号。以下「法」という。）第204条第1項第1号では、「講演料並びにこれらに類するもので政令で定める報酬又は料金」を支払った源泉徴収義務者は、所得税の源泉徴収を行わなければならないと規定し、また、同法施行令（昭和40年政令第96号。以下「政令」という。）第320条第1項では、政令で定めるものとして「技芸、スポーツその他これらに類するものの教授若しくは指導若しくは知識の教授の報酬若しくは料金」と規定している。

また、国税庁のホームページ「タックスアンサー」では、「金銭ではなく、物品その他の経済的利益で支払う場合も報酬・料金等に含まれる。」とし、さらには、国税相談専用ダイヤルの相談官からは、「謝礼として渡した商品券の全部又は一部は、協力者が実費負担した経費の対価であったとしても、領収書の提出を受けるなど、立替払いとみなされる場合を除き、報酬・料金等の性格を有するものであることに変わりはない。」との回答を得ている。

これらのことから、謝礼として市民等に商品券を渡した場合において、その性質が法第204条第1項第1号及び政令第320条第1項に該当するものであるときは、その金額や算定の根拠に関わらず、所得税の源泉徴収を行わなければならないと思われるため、過去の事務処理の正当性を再確認し、必要な処置を取るとともに、今後、適正な事務処理を行うことを求める。

また、このことは、文化スポーツ部以外の部局においても同様であり、速やかに全庁的な注意喚起を行うことを求める。

(6) 局長指摘

複数の公民館において、近接又は同じ日に見積合わせが不要となる金額で同一業者から消耗品を購入しているが、いずれも合計すると2者による

見積合わせが必要となる金額であった。

No.	請求日	請求書番号(下4桁)	品名	請求金額	支出負担行為起票日
①	令和6年2月28日	28-01	粉末ABC消火器	48,400円	令和6年2月28日
②	令和6年3月5日	28-02	//	42,350円	令和6年3月5日
			合計	90,750円	

No.	請求日	請求書番号(下4桁)	品名	請求金額	支出負担行為起票日
①	令和6年2月29日	0667	印刷機マスター	49,500円	令和6年2月29日
②	令和6年2月29日	0668	印刷機インク	21,120円	令和6年2月29日
			合計	70,620円	

見積合わせが不要となる金額による不自然な分割発注は、同一の業者に請け負わせることを目的として、意図的に見積合わせを回避したと疑われる行為であり、今後十分に注意を払う必要がある。

また、係員に対しては、契約事務におけるルールを再教育するとともに、管理・監督職によるチェックの徹底を図るべきである。

なお、消火器のように各公民館に共通する消耗品等については、生涯学習課において取りまとめのうえ入札に付し、価格の競争性を最大限に発揮させるべきである。

(7) 局長注意

はだの歴史博物館において、3月28日から31日までの期間に、いずれも見積合わせが不要となる金額で、5回にわたり同一業者から消耗品を購入しているが、合計すると2者による見積合わせが必要となる金額であった。

No.	請求日	請求書番号(下4桁)	品名	請求金額	支出負担行為起票日
①	令和6年3月28日	0854	スーパーファイン紙	4,393円	令和6年3月28日
②	令和6年3月28日	0805	背景紙	9,790円	令和6年3月28日
③	令和6年3月29日	0900	資料保存用封筒	18,480円	令和6年3月29日
④	令和6年3月31日	0925	製本テープほか	8,411円	令和6年3月31日
⑤	令和6年3月31日	0924	のり付パネル	12,262円	令和6年3月31日
			合計	53,336円	

緊急性の高いものを除き、予算の計画的執行により、価格の競争性を最大限に発揮させるべきである。

また、見積合わせが不要となる金額で、短期間に同一業者からの購入を繰り返すことは、特定の業者に請け負わせることを目的として、意図的に見積合わせを回避したと疑われる行為であり、今後十分に注意を払う必要

がある。